

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長

犬場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第34号

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による費用弁償の額は、特別職の職員に支給される費用弁償の例による。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。